

文京区立幼稚園長 殿
文京区立小学校長 殿
文京区立中学校長 殿

文京区教育委員会
教育長 南 新平
(公印省略)

年末・年始における生活指導について

日頃より幼児・児童・生徒の生活指導につきましては、格段のご配慮をいただいております。感謝申し上げます。

さて、本年度もまもなく冬季休業日を迎えます。土日・祝日を合わせて18日間の休業日は、幼児・児童・生徒が家庭において過ぎ行く年を振り返り、自分の生活を見直すとともに、新しく迎える年への希望を抱き、決意を固めるよい機会であり、成長の節目としても大切な期間です。

つきましては、下記の事項を参考に、各学校(園)や地域の実態を踏まえ、幼児・児童・生徒が冬季休業日の意義を十分に認識し、充実した日々を送るとともに、希望と意欲に満ちて3学期を迎えられるよう、家庭・地域社会及び関係機関とのより一層緊密な連携による生活指導・安全指導の徹底を図り、一人一人にきめ細かく指導を行うようお願いいたします。

記

1 充実した生活を送るために

- (1) 年末は、1年間を振り返り、新しい年への希望と決意を新たにすよい機会である。幼児・児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じ、具体的な生活目標を立て、主体的に健康で規則正しい生活を送れるよう、基本的な生活習慣の確立に向けた指導を徹底する。
- (2) 冬季休業日は、家族あるいは地域社会の人々との共同作業やふれあいが多くなる中で、人間関係を深めながら社会で生きていく上で必要な基本的なマナーやルールを身に付けるよい機会である。この機会を生かせるよう、家族との団らんや旅行、様々な行事やボランティア活動等に積極的に参加し、家庭や地域社会の一員としての自覚を深め、地域の良さを実感しながら、社会性や豊かな情操を培っていくよう、保護者に対する啓発及び広報活動を行う。
- (3) 児童・生徒の中には精神的に不安定になり、場合によっては家出や自殺を企図する者が出ることがある。これらを未然に防止するために、平素から学業や生活面での相談活動等を積極的に行い、継続的かつきめ細かく指導する。

また、最近の問題行動や事故等の傾向を踏まえ、「自他の生命を大切にす指導」、「自尊感情を高める指導」、「自己肯定感を高める指導」を含めた「いのちの教育」の推進を図る。

2 当面する生活指導上の課題についての指導

(1) いじめ・暴力行為等の防止

- ① 児童・生徒によるいじめや暴力行為等の問題行動は、生命及び人権尊重の上から見ごすことのできない極めて深刻な問題である。「子どもの命を守る」という視点を大切にす事故や自殺等の防止と予防のための指導の充実を図り、幼児・児童・生徒に「いじめは人間として絶

対に許されない行為である」ことへの自覚を高める指導を徹底する。

いじめの根絶を期して、いじめ防止DVD教材「STOP!いじめ(平成25年3月)」、「STOP!いじめⅡ(平成27年3月)」、いじめ等防止指導資料「いじめ防止教育プログラム(平成26年2月)」、「子供の命を守ろう～子供の自殺予防に向けて～」、「児童・生徒の自殺予防に関する緊急対策会議まとめ-12の提言-」、「文京区いじめ防止対策推進基本方針・いじめ対応マニュアル(平成27年4月)」等を活用し、いじめを知りながら見て見ぬふりをせず、他の児童・生徒が、いじめや暴力等を受けていることや、集団等との関わりや交友関係に悩んでいること等について、見たり聞いたり相談を受けたりした場合は、いじめの解決に向けて主体的に行動できるよう、直ちに教職員や保護者等の大人に伝えるよう指導する。

- ② 児童・生徒アンケート調査等を活用し、いじめ問題が発生した場合は、必要に応じて、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策校内委員会を立ち上げ、いじめ問題の早期発見及び早期対応に努め、指導の徹底を図る。

(2) 自殺の防止

- ① 道徳教育等を通じて、生命が多く生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重することができるよう、発達段階に応じた適切な指導を行う。
- ② 学級指導等において、全児童・生徒に悩みや不安がある場合は、教職員等へ相談するよう伝えるとともに、学校外の相談窓口について周知する。
- ③ 冬季休業前に、「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないために～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～(平成25年3月)」に示した「児童・生徒の様子の変化(チェックリスト)」等を活用して、改めて児童・生徒一人一人の様子を把握し、悩みがある様子が見られる児童・生徒については、冬季休業中の安全確保の体制や方策を確認し、家庭や関係機関等と連携して見守り、声掛け等の支援を行う。

(3) 相談体制の確立

- ① 児童・生徒の不安や悩みは、長期休業中であっても教職員が相談に応じ、児童・生徒の心に寄り添って解決を図る体制を整えていることを具体的な言葉で伝える。
- ② 他人から脅迫や暴力行為等を受けたり、受けることが懸念されたりする状況にある場合は、保護者や教職員等に相談するよう指導するとともに、安全が脅かされることが推測される場合には、110番に通報して助けを求めるよう指導する。

(4) 犯罪行為・問題行動等の防止

- ① 年末・年始の時期は、友人同士での外出や夜間の外出の機会が多くなり、盛り場や遊技施設等でのトラブルが懸念される。塾や出身校を媒介とした人間関係から学校や区を越えての問題行動も発生している実態を踏まえて指導する。
- ② 「人権教育プログラム(学校教育編)(平成28年3月)」、非行防止・犯罪被害者理解のためのDVD教材「STOP!それは犯罪だと気付いていますか(平成22年3月)」を活用し、児童・生徒の人権意識や規範意識を高め、思いやりの心や社会の基本的ルールを身に付けさせる指導を行う。
- ③ 暴力行為等の反社会的行為を行っている又は行うことが想定される児童・生徒には、犯罪を未然に防止するため、あらゆる関係者から情報を収集するとともに、所轄の警察署と連携して反社会的行為をやめさせる指導を行う。

さらに、保護者や地域、警察等の関係機関の協力を得ながら、地域パトロールをすることも検討する。

- ④ 警察等の関係機関と連携して、年末に多く見られる自転車盗や万引き等の初発型非行をはじめ、暴力行為(特に学校外での暴力行為)、恐喝、窃盗、火を使った遊び、放火、金銭にかかわるトラブル、詐欺行為及び詐欺行為への関与、建造物侵入、無免許運転、鉄道等公共機関へ

の妨害、危険ドラッグ等の薬物乱用、刃物等の携帯、わいせつ行為等の犯罪や、飲酒、喫煙、家出、無断外泊、深夜徘徊、児童売春を含む性の逸脱行動等の不良行為を防止するための指導を行う。これらを防止するため、一人一人の行動傾向や家庭の養育態度、地域環境等を十分把握した上で、非行防止・犯罪被害者理解教材（DVD）、「万引は犯罪（警視庁）」等を効果的に利用し、児童・生徒の規範意識を高め、社会のルールの大切さを理解させ、それを守ろうとする態度や正しい判断の下に行動できる力を育成する。

- ⑤ この期間は、幼稚園・学校と幼児・児童・生徒及び保護者との連絡が取りにくく、問題行動の発見や指導が遅れがちになる。可能な限り家庭と連絡を取り合える体制を作り、早期の発見、早期の指導を心がける。
- ⑥ 凶悪犯罪による被害を防止するため、生命を尊重する指導や悩みがある場合には信頼できる大人に相談し、一人で抱え込むことなく、身近な大人や警察等に助けを求めるよう指導を徹底する。

(5) 児童虐待の防止

- ① 保護者や周りの大人による児童虐待が増加・深刻化の傾向にある現状を踏まえ、関係機関と連携し、幼児・児童・生徒の生活の変化や普段の様子に気を配る。
- ② 「人権教育プログラム」等のチェックリストを活用して、児童虐待の早期発見・早期対応を心掛けるとともに、自他の生命の尊重、暴力否定の教育を推進する。特に年末年始は、家庭との連絡も取りにくく、虐待の発見や対応が遅れがちになる。気になる幼児・児童・生徒がいる場合は、休業前に民生児童委員と主任児童委員等へ見守り等の依頼をしておく。

(6) インターネット等の適切な利用

- ① 携帯電話やスマートフォン等の情報端末の普及に伴い、インターネット上での誹謗中傷、詐欺行為等のサイバー犯罪、異性紹介サイト（いわゆる出会い系サイト）等による非行、及び、個人情報の流出等の問題が発生している。このような状況を踏まえ、各学校では、「SNS東京ルール（平成27年11月）」「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引（平成27年3月）」「各学校で策定した学校ルール」を活用し、「LINE」、「Twitter」等のSNSのアプリや電子メール等を利用して、誹謗中傷や「グループ外し」を行う等、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図るとともに、具体事例を示して、情報モラルを身に付けさせる指導を行う。
- ② SNSサイト等インターネット上に、他人の悪口や個人情報、不適切な画像や内容を書き込むことは、絶対に許されない行為であることを児童・生徒に認識させ、被害者にも加害者にもならないための指導を徹底する。また、インターネット上に、公共のマナーに反する問題行動や迷惑行為を公開した場合、損害賠償責任や学校の信用失墜等、社会的に責任を負わなければならないこともあることを児童・生徒に指導するとともに、保護者に対しても啓発を行い、防止に努める。

(7) 不審者対応

- ① 不審者による被害や連れ去り、誘拐は、部活動等の登下校中や塾への行き帰りに発生することが多いので、日頃の安全指導やセーフティ教室等の成果を生かし、まとまって行動することや人通りが少なく暗い道は避ける等の行動を身に付けさせる。
- ② 校内においては、不審者の校内侵入防止のための施設点検、校内巡回、非常事態発生時の連絡体制や役割分担の徹底等、安全管理のための校内体制について確認する。また、各警察署に配属されているスクールサポーターと積極的に連携しながらその徹底を図るとともに、事故が発生した際、教育委員会・警察等の関係機関との連携により、迅速で適切な指導や対応ができるよう、緊急時における校内の体制、被害者や保護者への対応等について再確認し明確にしておく。

③ 保護者には「フェアキャスト」の情報を活用する等、各家庭において安全への意識を高めるよう啓発を図る。

(8) その他

宅配便等を装った品物の送付や電話による名簿等の聞き出し等の犯罪への注意を促し、家庭と連携を図って、その被害防止に努める。

3 健康で安全な生活を送るための指導

- (1) 年末には、交通量が増加し、交通事故の発生が心配される。自転車による事故や歩行中の事故も多発している状況から、交通ルールや自転車の乗り方等の指導の他、交通道德やマナーを守り、自他の生命の安全に努めるよう、具体的な事例を基に指導し、事故防止に万全を期すよう指導する。
- (2) 部活動等においては、「部活動中の重大事故防止のためのガイドライン（平成24年5月）」等を活用し、安全に配慮した計画に基づき、児童・生徒一人一人の状況に応じて、適正に指導を行い、重大事故の発生を防止する。
- (3) 外出時に不審者から声をかけられたり、恐喝や暴行・性被害等を受けたりすることも心配される。これらの被害防止については、安心安全チェックリストの十分な活用や、セーフティ教室等の訓練を生かし、家庭や地域の諸団体、警察等の協力を得て指導の徹底を図る。
- (4) 地域の危険箇所がチェックできるような「地域安全マップ」を作成し、注意を呼びかけることも効果がある。幼児・児童・生徒には、犯罪や事故、災害等の危険を予測し回避できるようにするため、この時期に当面することが想定される連れ去り被害や飛び出しによる交通事故、火災時の行動等、安全に関する問題を具体的に提起し、実践的な能力や態度を形成する指導を徹底する。大声で助けを求めると併せて、「子ども110番」の趣旨について、再度周知する。さらに、防犯ブザーの常時携帯についての確認や通学（園）路の安全点検をこまめに行う等、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組を学校（園）として定期的に行う。
- (5) 「安全教育プログラム（平成28年3月）」、「地震と安全（平成28年6月）」、「3.11を忘れない（平成28年度版）」等を活用し、災害等による危険を予測し回避する能力を育てる指導を行う。地震や火災等の突発的な天災・人災に備え、日頃の避難訓練・安全指導の成果を休業中にも継続して意識させるとともに、学校は災害時の緊急避難場所であることを保護者や地域住民にも周知する。
- (6) いわゆる「JKビジネス」が、主として女子高校生等に性的サービスを提供させている場合もあるなどの実態を踏まえ、こうしたビジネスに関わりをもつことの危険性について、中学生段階から、警察と連携して適切な指導を行う。
- (7) インフルエンザやノロウイルスの感染拡大防止のため、手洗い、うがい、咳エチケットを励行するよう再度周知し、人が集まる場所等への無用な外出は控えるよう指導する。

4 学期始めの適応指導

- (1) 年末・年始は生活が不規則になりがちで、そのために体調を崩したり、生活習慣に乱れが生じ、学業への意欲の低下や学校生活への不適応を引き起こしたりすることがある。そのため、学級活動等を通して、早寝・早起き、適切な食事の摂取等、規則正しく自立的に生活することができるような指導を行う。また、インターネット、オンラインゲーム等の長時間の利用により、健全な生活や友人関係に悪い影響を及ぼすことを防止するため、各学校のルールや「SNS東京ルール」等を参考に親子でインターネットの利用に関するルールを決めることを促す等、保護者と連携して指導を行う。

学期始めには、具体的な生活目標を立て正しい生活リズムを保ち、自己の健康管理に留意する

よう指導するとともに、新しい年への希望と意欲が喚起されるよう積極的に援助する。

- (2) 長期欠席者や学校生活に適応が難しい児童・生徒に対して、それぞれの指導計画や指導経過が分かる個票を活用することにより、一人一人の状況をよく把握し、個別の適応指導の充実を図る。
- (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ふれあい学級、教育相談室の活用を図り、家庭と十分に連絡を取り、3学期始めの学校生活が支障なく始められるようきめ細かい配慮をする。
- (4) 現在不登校傾向にある児童・生徒の家庭とは、休業中も可能な限り連絡を取り、当該児童・生徒の抱える問題解決に向けて、保護者の訴えを受け止め、相談にのりながら、適切な指導・援助に努める。
- (5) 学校の長期休業明けに自殺が急増する傾向があることに留意し、不登校や長期欠席等の児童・生徒の状況把握と安全確保のため、家庭や関係機関等と連携して、当該児童・生徒に対する支援を行う。
- (6) 冬季休業日明けに欠席した児童・生徒については、早急に所在を確認するため、家庭へ連絡するとともに、児童・生徒の心身の状況や行動の変化を見逃さないようにする。
- (7) 冬季休業明けの教職員による一人一人の児童・生徒への丁寧な観察を通して、少しでも気になる様子が感じられる児童・生徒について、管理職をはじめ教職員間で情報を共有するとともに、家庭訪問を実施するなど保護者等と連携して、該当児童・生徒の状況を確認する。
その上で、児童・生徒のプライバシーに十分配慮し、関わりの深い教員等が、該当児童・生徒に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援していくことを伝える。
- (8) 3学期は学年の締めくくりの時期であり、進級・進学・就職を目前に控えて、進路指導のより一層の充実が求められる時期である。家庭の協力を得て、自己をより深く見詰め、将来の生き方について考えさせる等、日常の進路指導が継続・発展するよう十分に配慮して指導する。特に、中学校3年生及びその保護者は進路について少なからず不安を抱いている。このため、生徒一人一人の希望や心情を把握し、抱える課題に対し適切な助言を心掛けて、心の安定を図るとともに、自信をもって進路選択に臨むことができるようきめ細かく指導をする。
また、進学する生徒には、中途退学防止のための適切な進路指導を行う。

5 その他

- (1) 冬季休業中も家庭・地域及び関係機関と連絡を取り合い、幼児・児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に努める。

不登校や長期欠席等の児童・生徒については、家庭訪問や保護者との連絡等を通して、当該児童・生徒の交友関係等の状況を把握し、他人からの脅迫や暴力行為等に悩んでいる実態が確認された場合は、直ちに教育委員会や関係機関等と連携して支援を行う。

不登校や長期欠席等により児童・生徒と連絡が取れなかったり行方が分からなかったりした場合には、警察等の関係機関に連絡するとともに、スクールソーシャルワーカー等の外部人材を活用して、所在等を確認し、把握する。

いじめ問題や虐待等については、教育指導課に報告するとともに、教育センター、子ども家庭支援センター、育成室や児童館等と連携を図り、組織的に迅速かつ確実に対応する。

また、民生児童委員や主任児童委員との情報交換を適宜行ったり、「子ども110番」の家を実際に訪問したりして、幼児・児童・生徒の問題行動の防止、安全確保について地域への協力を依頼する。

- (2) 不測の事態に際しては、各学校で作成している危機管理マニュアルに従い、適切かつ迅速に対処できるよう、全教職員の共通理解を図るとともに、校内の指導・連絡体制を整える。

犯罪被害、いじめ、児童虐待等から児童・生徒を守るため、冬季休業前に児童・生徒の状況を

把握するとともに、気になる様子や悩みがある様子が見られる児童・生徒には、冬季休業中の安全確保の体制や万策を確認し、家庭、関係機関等と連携して見守りや支援を行う。そのため、冬季休業中の教職員の連絡体制、家庭、地域、警察や児童相談所等の関係機関との連携体制を明確にして緊密な連携を図り、状況確認と安全確保のための対応を迅速かつ確実に行う。特に、脅迫、暴力行為、いじめ、児童虐待等の事実又はこれらの状況が懸念されることが明らかとなった場合や、事件、事故、災害発生等緊急の場合には、児童・生徒の安全確保や同様の事件・事故の再発防止を図る。

冬季休業日前後の児童・生徒の心身の状況や行動の変化を見逃さず、気になる様子が見られる場合には、児童・生徒の不安や悩みに寄り添って支える体制を確保する。過去にスクールカウンセラー等に悩みや心配を訴えた児童・生徒について、「スクールカウンセラー活動日誌」により相談した児童・生徒と相談内容を再確認するとともに、当該児童・生徒の現在の状況を把握し、心配な様子が継続して見られる場合には支援を行う。

また、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」の適切な運用や学校サポートチームによる組織対応等、警察等の関係諸機関と緊密な連携を図り、計画的な活動を推進すること。

【参考】

（主に安全指導に関する資料及び通知）

- 「幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」（25文教教第99号、平成25年4月9日付）
- 「幼児・児童・生徒の生活安全指導の徹底（通知）」（25文教教第547号、平成25年6月3日付）
- 「子どもの交通事故の特徴について（通知）」（26文教教第664号、平成26年6月12日付）
- 「幼児・児童・生徒の交通事故防止に向けた指導の徹底について（通知）」（26文教教第691号、平成26年6月17日付）
- 「安全教育プログラム」（平成28年3月 東京都教育委員会）
- 「平成28年度版副読本『地震と安全』及び指導資料の配布について」（27教指企第1525号、平成28年6月付）
- 「3.11を忘れない」（平成27年度版）
- 「部活動中の重大事故防止のためのガイドライン」（東京都教育委員会）
- 「生徒の意欲を高める部活動の在り方を求めて」（東京都教育委員会）
- 「安全な水泳指導のために」（平成28年5月）
- 「高校生及び中学生の自転車安全利用対策について」（27文教教第603号、平成27年6月8日付）
- 「自転車安全利用・交通安全に向けた指導の徹底について」（27文教教第1407号、平成27年10月14日付）
- 「熱中症事故等の防止について（依頼）」（28教指企第272号、平成28年5月24日付）
- 「児童・生徒の海浜事故防止について（通知）」（28教指企第506号、平成28年7月13日付）
- 「幼児・児童・生徒の交通事故防止に向けた指導の徹底について（通知）」（28教指企第523号、平成28年7月13日付）

（主にいじめ問題、生命尊重教育に関する資料及び通知）

- 「生命尊重を基盤とした生活指導の徹底について（通知）」（24文教教第1226号、平成24年10月1日付）
- 「児童・生徒用相談窓口チラシの配布について（依頼）」（24文教教第1242号、平成24年10月4日付）
- 「いじめに関する緊急アピールについて」（24文教教第1248号、平成24年10月4日付）
- 「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」
（24文教教第1545号、平成24年11月19日付）
- 「生活指導資料『学校におけるいじめ問題の解決に向けて』」（平成25年12月 東京都教育委員会）
- 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）」（24文教教第2114号、平成25年2月13日付）
- 「早急な警察への相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」（25文教教第488号、平成25年5月27日付）
- 「保護者向け資料『いじめ問題の解決に向けて～明るく楽しい学校生活を支えるために～』」
（平成25年4月 文京区教育委員会）
- 「いじめ防止教材（DVD）『STOP!いじめ あなたは大丈夫?』」（平成25年3月 東京都教育委員会）
- 生活指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくりー『学校いじめ防止基本方針』策定Q&Aー」
（平成25年11月 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）
- 「いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）の実施について」（平成26年1月 東京都教育委員会）
- 「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らないために～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～」
（平成25年3月 東京都教育委員会）
- 「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」（平成26年2月 東京都教育委員会）
- 「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」の配布について（26文教教第436号、平成26年5月20日付）
- 「いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について（通知）」（26文教教第437号、平成26年5月20日付）
- 「いじめ防止対策推進法」第28条第1行第2号に係る「重大事態」への対処について
（26文教教第438号、平成26年5月20日付）
- 「いじめ防止教材（DVD）『STOP!いじめII』」（平成27年3月）
- 「文京区いじめ防止対策推進基本方針・いじめ対応マニュアル」（平成27年4月 文京区教育委員会）
- 「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応及び児童・生徒の自殺予防について（通知）」（27文教教第1044号、平成27年8月21日付）
- 不登校重大事態に係る調査の方針（平成28年3月 文部科学省初等中等教育局）
- 「児童・生徒の児童・生徒の自殺防止取組徹底について（通知）」（28教指企第29号、平成28年4月4日付）
- 「児童・生徒の自殺防止に係る取組の取組について」（28教指企第537号、平成28年7月12日付）

（その他、本通知関連資料及び通知）

- 「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について（通知）」（24文教教第143号、平成24年4月20日付）
- 「生活指導の徹底について（通知）」（24文教教第1139号、平成24年9月18日付）
- 「体罰根絶に向けた教員研修用パンフレット『生徒の意欲を高める部活動指導の在り方を求めて』」
（平成25年3月 東京都教育庁指導部）
- 「適切な部活動指導の推進について（通知）」（24文教教第1943号、平成25年1月21日付）
- 「運動部活動での指導のガイドラインについて（通知）」（25文教教第718号、平成25年6月24日付）
- 「児童・生徒の薬物乱用防止に関する指導の徹底について（通知）」（25文教教第1368号、平成25年10月25日付）
- 「児童虐待防止推進月間の実施について（通知）」（25文教教第1466号、平成25年11月8日付）
- 「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」（平成27年3月 東京都教育委員会）
- 「インターネットトラブル事例集」（平成27年度版）
- 「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないための参考資料の送付について」（事務連絡、平成27年9月）